

一般社団法人日本スロージョギング協会資格認定者規約

(心得)

- 第1条 一般社団法人日本スロージョギング協会(以下、協会)に登録された資格認定者は、協会の設立理念を理解し、スロージョギングに関心を持つ方に対して誠実に指導する。
- 2 資格認定者はスロージョギングの普及啓発のために、知識と技術及び指導方法の向上に努める。

(資格の定義)

第2条 協会資格認定者の資格の定義は、下記のとおりとする。

(1)協会ベーシック資格認定者(以下、ベーシック資格認定者)

ベーシック資格認定者とは、協会が実施する資格認定講習会を修了し、資格認定試験に合格した者で、スロージョギングの普及啓発のためにその支援を行う能力のあるものである。

(2)協会アドバンス資格認定者(以下、アドバンス資格認定者)

アドバンス資格認定者とは、協会が実施する資格認定講習会を修了し、資格認定試験に合格した者で、スロージョギングの普及啓発のためにその指導を行う能力のあるものである。

(協会資格認定者の活動)

- 第3条 ベーシック資格認定者は、協会またはアドバンス資格認定者が主催する教室、イベントを支援することができる。
- 2 アドバンス資格認定者はスロージョギングの教室、イベントを主催し、来場者へその指導を行うことができる。

(資格の特典)

第4条 協会資格認定者は次の特典を有する。ただし、(2)c. ~d. については、別途協会と商標使用許諾契約の締結した後に有する特典とする。

(1)ベーシック資格認定者の有する特典

- a.協会資格認定証の授与
- b.スロージョギングに関する最新情報の取得

(2)アドバンス資格認定者の有する特典

- a.協会アドバンス資格認定証の授与
- b.スロージョギングに関する最新情報の取得
- c.「スロージョギング」の商標の使用
- d.協会が所有するロゴマークの使用

※但しロゴマーク使用規定に違反して、形や色を変更して使用することを禁止する。

- e. 協会認定教本「今すぐできるスロージョギング」の使用
- f. スロージョギングの関連商品の特別価格での購入
- g. 協会ホームページに教室やイベント開催の告知を掲載する
- h. 協会認定クラブの設立と認定クラブ専用ホームページを利用した情報発信

(資格取得、継続)

第5条 協会資格認定者の資格要件は以下の通りとする。

- (1) 協会が認定する「協会ベーシック資格認定講習会」に参加し、試験に合格した者は「協会ベーシック資格認定者」として資格が付与され、登録される。
資格の有効期限は、無期限とする。ベーシック資格取得後、普通救命講習を受講する事を推奨する。
- (2) 協会が認定する「協会アドバンス資格認定講習会」に参加し、試験に合格した者は「協会アドバンス資格認定者」として年会費(1万円)を納入後、資格が付与され登録される。
資格の有効期限は、資格証の授与日より1年間とする。
- (3) 協会アドバンス資格認定者は、資格認定試験を受講するに当たって、下記要件 a. または b. を満たす必要がある。
 - a. ①健康運動指導士資格取得者
②健康運動指導士同等又はそれ以上の資格を有する者
 - b. ベーシック資格認定者の中で a. に該当する資格を有していない者に対しては、普通救命講習受講を必須条件とし、さらに協会が公認する講座を3回以上及び協会公認のイベントに3回以上参加して活動報告を提出し、かつ協会の承認を受けた者に対して、アドバンス資格認定講習会への参加資格を与える。

(資格の範囲とその責任)

第6条 ベーシック資格認定者、アドバンス資格認定者は次の活動を行うことができる。

- (1) ベーシック資格認定者の活動
 - a. 協会またはアドバンス資格認定者が開催する教室、イベントの企画・立案、参加
 - b. 協会またはアドバンス資格認定者が指導する教室、イベントでの指導者補助
- (2) アドバンス資格認定者の活動とそれに伴う協会運営協力費について
 - a. 協会から依頼された教室指導
 - b. 単独でのスロージョギング教室、イベント開催

※上記 b. を開催する場合、有償での教室・イベントについては、協会運営協力費として参加費の10%を協会に納めるものとする。

アドバンス資格認定者は上記活動について、教室・イベントを開催する際には、企画書を事前に協会へ提出し、教室・イベント終了後、実施報告書を提出する。

(3) 各団体(行政や企業も含む)が主催するスロージョギング教室、イベントについてスロージョギングという名称で教室及びイベントを開催する場合、指導者は(一社)日本スロージョギング協会認定アドバンス資格者が担当するものとする。

尚、有償での教室、イベントについては、協会運営協力費として参加費の 10%を協会に収めるものとする。

(4)企画書・報告書

(2) b 及び (3) を開催する場合、事前に協会の HP に掲載してある「資格認定講習会資格認定制度について」を参考にして企画書を提出し、終了後報告書を提出する。

(5)スポーツ保険への加入等

教室・イベント開催に当たり、主催者の管理責任の下にスポーツ保険への加入等、必要な準備を整えて開催するものとする。

(資格の更新)

第7条 ベーシック資格認定者、アドバンス資格認定者の資格の更新は下記のとおりとする。

(1)ベーシック資格認定者の資格認定更新手続きは行わないものとする。

(2)アドバンス資格認定者は、有効期限の満了に伴う更新の時期が来たら更新手続きを行うものとする。手続き方法は、協会 HP の「認定更新手続き」よりアンケートに回答し、協会はアンケートの回答をもって資格更新の意思を確認し、年会費(1万円)の納付を確認した後に更新完了とする。

(日本スロージョギング協会資格認定証)

第8条 ベーシック資格認定者、アドバンス資格認定者に協会より発行される「協会資格認定証」は資格を表すものとして使用し、他の目的には使用しないものとする。

(資格譲渡の禁止)

第9条 ベーシック資格認定者、アドバンス資格認定者はその資格を第三者に譲渡、提供、代理使用させてはならない。

(資格の取り消し)

第10条 ベーシック資格認定者、アドバンス資格認定者は不適切な行為、指導内容等により協会の信用を傷つけたときは、協会で協議の上資格の取り消しを行うこともある。

(個人情報の取扱い)

第11条 ベーシック資格認定者、アドバンス資格認定者は第6条及び4条(2)で定めた活動を通して知り得た個人情報を、活動の目的以外に利用したり、又は第三者に提供してはならない。

(商標の使用)

第12条 アドバンス資格認定者は単独で主催する教室、イベントにおいて「スロージョギング」の商標を使用する場合には、事前に「商標使用許諾契約書」を締結しなければならない。但しイベントを複数開催する場合には、開催予定を契約書に明記し実施報告書を提出するものとする。

(協会の法人会員について)

第13条 協会の設立主旨に賛同し、普及啓発に協力していただける企業又は団体を法人会員とする。

- 1) 法人会員年間費： 1口10万円
- 2) 有効期間：1年間(4月から翌年3月まで)
- 3) スロージョギング協会主催イベント・講習会の割引
- 4) スロージョギンググッズの割引
- 5) ロゴマークの使用

第14条 本規定は原則として1年毎に、又状況に応じて規約内容を見直し改正するものとする。